

# 経営事項審査の審査基準改正(令和8年7月1日施行) に伴う再審査の申立てについて

経営事項審査基準の一部改正により、令和8年7月1日以降申請分は改正後の基準により審査を行います。改正前に旧基準による結果通知を受けた申請者は、再審査を申し立てることができます。(根拠：建設業法施行規則第20条第2項)

## (1) 再審査の対象

再審査の申立てが可能な方は、再審査の申立て時に有効な結果通知(審査基準日から1年7か月以内)を有する方が対象となります。

なお、再審査の申立ては任意です。

## (2) 再審査の対象事項

- ア 雇用保険／健康保険／厚生年金保険加入の有無 (旧項番41～43)
- イ 建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度の宣言の有無 (項番52)
- ウ 建設機械の所有及びリース台数 (項番62)

※改正事項以外の項目を変更して再審査を受審することはできません。

### <注意>

再審査は改正後の配点全体で再計算されます。今回の改正では「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」(項番51)の配点が見直され5点減点されています。

「項番51で加点を得ていて自主宣言を行っていない方が、不整地運搬車1台増で加点を得ようとした結果、全体では減点となる」というケースもあり得ますのでご注意ください。

## (3) 再審査の申立て期限

令和8年7月1日(水)から同年10月28日(水)まで(必着)

## (4) 再審査の手続

再審査を希望する方は、主たる営業所の所在地を所管する県民局建設部管理課宛てに、申立書等を郵送又は持参により提出してください。

再審査の申立書等の郵送に当たっては、封筒に「再審査申立て」と朱書きしてください。

なお、指定審査(現地審査)については、実施通知にてお知らせします。

## (5) 再審査に当たり必要な提出書類

### ア 県民局へ事前に提出する書類(正副2部)

- ①申請書表紙
- ②経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(様式第25号の14)
- ③工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高(別紙1)  
(業種間積み上げを行っている場合は工事種類別完成工事高付表も)

- ④その他の審査項目（社会性等）（別紙3）
- ⑤再審査の申立てに係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）
- ⑥添票

**【自主宣言制度の再審査を申し立てる場合】**

- ⑦「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」に関する誓約書（様式第7号）
- ⑧国土交通省自主宣言制度HPの詳細ページを印刷したもの
- ⑨「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言」を、元請事業者又は下請事業者の立場で宣言していることを証する書面の写し

**【建設機械の所有及びリース台数の再審査を申し立てる場合】**

- ⑩保有建設機械一覧表（岡山県建設機械様式1）  
※不整地運搬車、アスファルト・フィニッシャに係る台数の変更以外は対象外

**イ 指定（現地）審査での持参書類**

- 指定審査（再審査）の通知文書
- 経営事項審査申請書（受付印のある副本）（現在有効なもので直近のもの。）
- 経営事項審査結果通知書（写し可）（現在有効なもので直近のもの。）
- 建設業許可申請書（新規・追加・更新）及び変更届（受付印のある副本）
- 廃業届（受付印のある副本）（経審結果通知以降に一部廃業をした場合）
- 各再審査項目に係る提示・確認資料  
※「令和8年経営事項審査の手引」（制度改正対応版）を参照してください。

**（6）再審査手数料**

再審査の手数料は、無料とします。

**（7）その他**

再審査による新しい結果通知書を受けた場合について、旧結果通知書の回収は行いません。

再審査後に交付する結果通知書の有効期間は、従前の結果通知書の有効期間と同じです。

(書類がはずせるよう黒ひもでとじてください)

(正・副)

岡山県知事許可業者 審査分

# 経営事項審査提出書類 (再審査)

(経営規模等評価申請書・総合評定値請求書)

①	申請書表紙	(岡山県様式) 本紙のこと。
②	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書	(建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14(20001 帳票))
③	工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高	(建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14 別紙 1 (20002 帳票))
④	工事種類別完成工事高付表	(H20.1.31 付 国総建第 269 号 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様式第 1 号) ・業種間積み上げを行う場合にのみ作成のこと。
⑤	その他の審査項目(社会性等)	(建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14 別紙 3 (20004 帳票))
⑥	技術職員名簿	<del>(建設業法施行規則別記様式第 25 号の 14 別紙 2 (20005 帳票))</del>
⑦	経営状況分析結果通知書	<del>(登録経営状況分析機関発行のもの) →正本には結果通知書の原本、副本には結果通知書の写しを添付のこと。</del>
⑧	審査手数料納付済証貼付書	<del>(岡山県様式) →岡山県知事許可業者の場合は、様式に審査手数料分の納付済証を貼付し正本に添付のこと。(副本への写しの添付は不要。)</del>
⑨	王事経歴書	<del>(建設業法施行規則別記様式第 2 号)</del>
⑩	「消費税及び地方消費税確定申告書(控え)」の写し	→電子申告を行った場合は「税務署の受信通知」も併せて添付のこと。
⑪	保有建設機械一覧表	(岡山県建設機械様式 1) ・「その他の審査項目(社会性等)」において、「建設機械の保有状況」に台数を計上している場合にのみ作成のこと。
⑫	<del>CPD単位を取得した技術者名簿(技術職員名簿に記載のある者を除く)(様式第 4 号)</del>	
⑬	<del>技能者名簿(様式第 5 号)</del>	
⑭	<del>CPD単位数を証する書面等(写し)</del>	
⑮	<del>能力評価(レベル判定)結果通知書(写し)</del>	
⑯	<del>審査基準日において稼働している王事に係る作業員名簿(写し)</del>	
⑰	<del>建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書(様式第 6 号)</del>	
⑱	<del>措置実施工事一覧(様式第 6 号の補足資料)</del>	
⑲	「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に関する誓約書(様式 7 号)	
⑳	⑲の宣言に係る国土交通省HPの詳細ページを印刷したもの	
㉑	⑲の宣言をしていることを証する書面の写し	

※正副計 2 部を提出してください。また、上記のほかに「添票(岡山県様式)」を 1 部作成して、申請書類と併せて提出してください。(添票と同じ内容を記載した封筒を提出する場合は、添票の提出は不要です。)

指 示 事 項 等	審 査 印

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名  
電話番号

# 再審査の場合の記入例

(用紙A4)  
20001

経営規模等評価申請書  
経営規模等評価再審査申立書  
総合評定値請求書

令和 8 年 7 月 3 日

建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。  
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。  
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要なものを消す。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

一地方整備局長  
北海道開発局長  
岡山県 知事 殿

申請者

岡山市北区内山下2-4-6  
(株)ニッポン建設  
代表取締役 岡山 庁次郎

行政庁側記入欄	項番	請求年月日	土木事務所コード	整理番号
申請年月日	01	令和 00 年 00 月 00 日		
申請時 許可番号	02	大臣コード 33 国土交通大臣 知事 岡山県 知事 許可 (一般-04) 第 001234 号 平成 04 年 12 月 01 日		
前回の申請時 許可番号	03	大臣コード 国土交通大臣 知事 知事 許可 (一般-) 第 号 令和 年 月 日		
審査基準日	04	令和 08 年 01 月 31 日		
申請等の区分	05	4		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1 (1.法人) 10000 (千円) 2.個人	3300012345678	
商号又は名称 のフリガナ	08	ニッポンケンセツ		
商号又は名称	09	(株)ニッポン建設		
代表者又は個人の氏名 のフリガナ	10	オカヤマ チョウジロウ		
代表者又は 個人の氏名	11	岡山 庁次郎		
主たる営業所の所在地 市区町村コード	12	33101		
主たる営業所の所在地	13	内山下2-4-6		
郵便番号	14	700-8570	電話番号 086-2	
許可を受けている 建設業	15	2221221121		
経営規模等評価等 対象建設業	16	9999999999		

許可の更新がある場合は、更新後の許可年月日を記入すること。

「4」(再審査申立及び総合評定値の請求)を記入する。

項番08から項番14の内容(商号、代表者氏名、主たる営業所の所在地、郵便番号、電話番号)については、当初の経審申請書副本(受付印のあるもの)から変更があるときは、変更後の内容を記入すること。

許可業種は申請日時点のものを記入すること。

再審査では前回受審した業種の追加変更はできません。  
(前回受審後に一部廃業した業種は除く。)

# 再審査の場合の記入例

再審査では前回受審した記載事項の変更はできません。

自己資本額 項番 1 7 3 5 10 5 0 7 4 (千円) 審査対象 2 (1. 基準決算) (2. 2期平均)

基準決算	-489 (千円)
直前の審査基準日	10638 (千円)

利益額 (2期平均) 項番 1 8 3 5 10 6 3 5 (千円) 利益額 (利払前税引前償却前利益) = 営業利益+減価償却実施額

審査対象事業年度	審査対象事業年度の	前審査対象事業年度
営業利益	-289 (千円)	営業利益 1055 (千円)
減価償却実施額	389 (千円)	減価償却実施額 116 (千円)

技術職員数 項番 1 9 3 5 7 (人)

登録経営状況分析機関番号 項番 2 0 3 5 0 0 0 0 1

経営状況分析を受けた機関の名称  
**(一財)建設業情報管理センター**

工事種別別完成工事高、工事種別元請完成工事高については別紙一による。  
技術職員名簿については別紙二による。  
その他の審査項目 (社会性等) については別紙三による。

記入しない。

旧結果通知書の通知年月日を記入すること。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記載すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第 号	令和 年 月 日
再審査を求めるとする事項	再審査を求めるとする理由
令和8年7月1日施行の制度改正に係る事項	制度改正のため

「令和8年7月1日施行の制度改正に係る事項」と記入すること。

「制度改正のため」と記入すること。

連絡先  
所属等 **総務課** 氏名 **総務 太郎** 電話番号 **086-226-7463**  
ファックス番号 **086-224-2217**

# 再審査の場合の記入例

再審査では前回受審した記載事項の変更はできません。  
(前回受審後に一部廃業した業種がある場合を除く。)

用紙A4  
0002

## 工事種別別完成工事高 工事種別別元請完成工事高

申請者 (株) ニッポン建設

項番 3 1	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度 自 05年02月 至 07年01月										審査対象事業年度 自 07年02月 至 08年01月										計算基準の区分 2 (1.2年平均) 2.3年平均									
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					06年2月～07年1月					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					05年2月～06年1月														
業種コード 3 2 0 1 0	完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)					完成工事高(千円)					元請完成工事高(千円)														
3 2 0 1 0	10502					7853					10202					9881														
工事の種類 土木一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					9,905					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					7,707														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					11,100					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					8,000														
3 2 0 1 1																														
工事の種類 プレストレスト コンクリート 構造物 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					0					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					0														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					0					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					0														
3 2 0 2 0	10850					5902					10705					6530														
工事の種類 建築一式 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					11,200					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					6,000														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					10,500					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					5,805														
3 2 0 5 0	6805					4750					12500					11000														
工事の種類 とび・土工・ コンクリート 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					5,000					審査対象事業年度の 前審査対象事業年度					4,500														
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					8,610					審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度					5,000														
3 3	その他																													
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表					元請完成工事高計算表																								
	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前審査対象事業年度																			
	審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度										審査対象事業年度の 前々審査対象事業年度																			
3 4	合計																													
契約後VEに係る完成工事高の評価の特例										( 1. 有 2. 無 )																				

前回受審後に一部廃業した業種がある場合は、当該完成工事高は「その他工事」へ計上してください。

再審査の場合の記入例

再審査では前回受審した記載事項の変更はできません。  
 (「建設機械の保有状況」で不整地運搬車、アスファルト・  
 フィニッシャを追加する場合は除く。)

(用紙A4)  
 2 0 0 0 4

その他の審査項目 (社会性等)

**建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況**

建設業退職金共済制度加入の有無 4 1 1 [1.有、2.無]

退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 4 2 1 [1.有、2.無]

法定外労働災害補償制度加入の有無 4 3 1 [1.有、2.無]

若年技術職員の継続的な育成及び確保 4 4 1 [1.該当、2.非該当]

技術職員数(A)	若年技術職員数(B)	若年技術職員の割合(B/A)
7 (人)	2 (人)	28.5%

新規若年技術職員の育成及び確保 4 5 1 [1.該当、2.非該当]

新規若年技術職員数(C)	新規若年技術職員の割合(C/A)
1 (人)	14.2%

CPD単位取得数 4 6 0,0,0,0,0,8,8 (単位) 技術者数 0,0,0,0,0,7 (人)

技能レベル向上者数 4 7 0,0,0,0,1 (人) 技能者数 0,0,0,0,0,3 (人) 控除対象者数 0,0,0,0,0,1 (人)

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の状況 4 8 1 1.えろぼし認定(1段階目)、2.えろぼし認定(2段階目)、3.えろぼし認定(3段階目)、4.プラチナえろぼし認定、5.非該当

次世代育成支援対策推進法に基づく認定の状況 4 9 1 [1.くるみん認定、2.トライくるみん認定、3.プラチナくるみん認定、4.非該当]

青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定の状況 5 0 2 [1.ユースエール認定、2.審査基準日時点で宣言が行われていて取組を行う予定(行っている)の場合「1」を記入する。]

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況 5 1 3 [1.「全ての建設工事で実施」に該当、2.「全ての公共工事で実施」に該当、3.非該当]

建設技能者を大切にすゑ企業の自主宣言制度の宣言の有無 5 2 1 [1.有、2.無]

---

**建設業の営業継続の状況**

営業年数 5 3 0,6,4 (年)

初めて許可(登録)を受けた年月日	休業等期間	備考(組織変更等)
昭和35年4月10日	年 月 日	昭和55年4月個人から株式会社に変更

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 5 4 2 [1.有、2.無]

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

---

**防災活動への貢献の状況**

防災協定の締結の有無 5 5 1 [1.有、2.無]

---

**法令遵守の状況**

営業停止処分の有無 5 6 2 [1.有、2.無]

指示処分の有無 5 7 2 [1.有、2.無]

---

**建設業の経理の状況**

監査の受審状況 5 8 3 [1.会計監査人の設置、2.会計参与の設置、3.経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4.無]

公認会計士等の数 5 9 0,0,0,1 (人)

二級登録経理試験合格者等の数 6 0 0,0,0,2 (人)

---

**研究開発の状況**

研究開発費(2期平均) 6 1 0,0,0,0,0,0 (千円)

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
0 (千円)	0 (千円)

---

**建設機械の保有状況**

建設機械の所有及びリース台数 6 2 0,0,8 (台)

「不整地運搬車」及び「アスファルト・フィニッシャ」の計上による台数増加の場合のみ申請可能。最大15台まで。

---

**国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況**

エコアクション21の認証の有無 6 3 1 [1.有、2.無]

ISO9001の登録の有無 6 4 2 [1.有、2.無]

ISO14001の登録の有無 6 5 2 [1.有、2.無]

# 保有建設機械一覧表

(用紙A4)

## 再審査の場合の記入例

再審査では前回受審した記載事項の変更はできません。  
再審査で追加計上可能なのは、「アスファルト・フィニッシャ」  
又は「不整地運搬車」のみです。

### ■対象となる建設機械

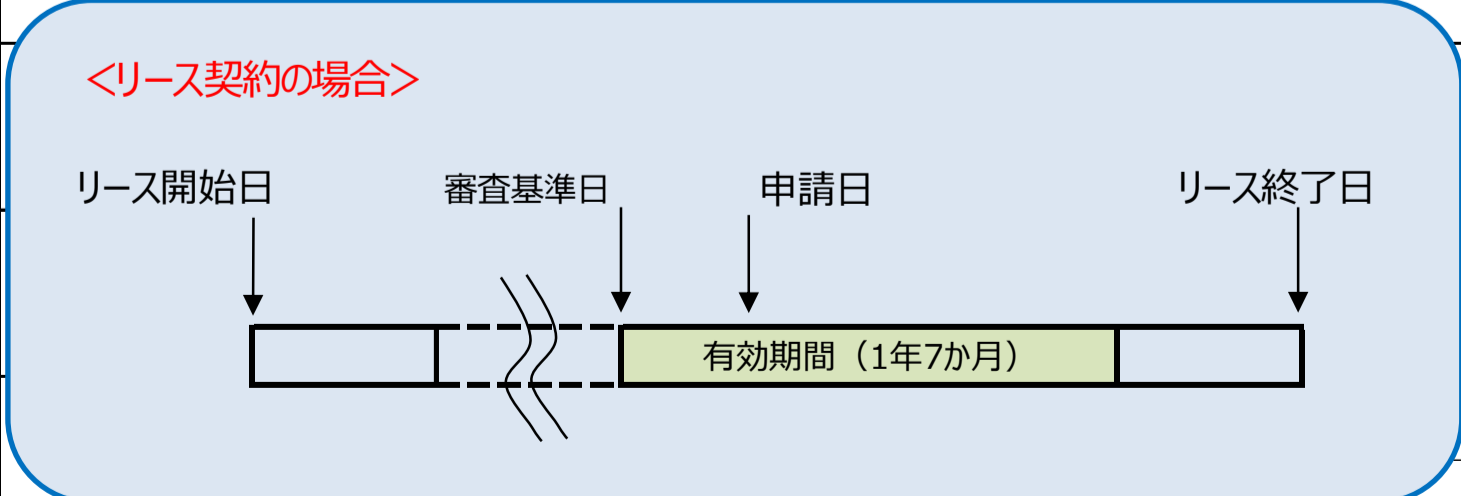
種類	
ショベル系掘削機	ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有するもの
ブルドーザー	自重が3トン以上
トラクターショベル	バケット容量が0.4立方メートル以上
モーターグレーダー	自重が5トン以上
ダンプ車	土砂等を運搬する貨物自動車であって自動車検査証の車体形状の欄に「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」又は「ダンプセミトレーラ」と記載があるもの
アスファルト・フィニッシャ	自動車検査証の車体形状の欄に「アスファルト・フィニッシャ」と記載がある大型特殊自動車
移動式クレーン	つり上げ荷重が3トン以上
不整地運搬車	
高所作業車	作業床の高さが2メートル以上
締固め用機械	ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー、ハンドガイドローラー
解体用機械	ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機

審査基準日がR7.8.31の場合の記入例

### ■保有建設機械一覧表

番号	建設機械の種類	製造者 (メーカー名)	型式	製造・車体番号 又は自動車登録番号	ブルドーザー モーターグレーダー	トラクターショベル	ダンプ車 アスファルト・フィニッシャ 移動式クレーン	移動式クレーン	高所作業車	所有 又は リース の別	□所有:売買契約日等 □リース:リース期間及び リース期間満了後の 自動更新条項の有無 ※1	ダンプ車、アスファ ルト・フィニッシャ、移動式 クレーン以外 特定自主検査 の検査実施日 ※2
					自重 (単位:トン)	バケット容量 (単位:立米)	有効期間の満 了する日	つり上げ荷重 (単位:トン)	作業床高さ (単位:メートル)			
1	ショベル系掘削機	〇〇製作所	a-bcd123	a1234567						所 リ	R2.7.1 ~	R7.7.31
2	ショベル系掘削機	〇〇製作所	b-cde234	b234567						所 リ	R7.4.1 ~	新車
3	ブルドーザー	〇〇製作所	c-def345	c345678	5.2					所 リ	R5.8.1 ~ R9.7.31	R7.8.15
4	トラクターショベル	〇〇製作所	d-efg456	d456789		3.5				所 リ	R5.8.1 ~ R8.7.31 自動更新条項有	R6.12.15
5	モーターグレーダー	〇〇製作所	e-hi789	e5678	6.0					所 リ	R3.7.1 ~	R7.7.1
6	ダンプ車	〇〇製作所	FGH-IJ3	岡山〇〇〇あ1234			R7.10.31			所 リ	R6.11.1 ~	-
7	移動式クレーン	〇〇建機	VWX50	UUU-5678			R8.5.31	5.0		所 リ	R6.6.1 ~	-
8	締固め用機械	〇〇重工 (株)	TZ701	f5678						所 リ	R3.7.1 ~	R7.6.23
9	アスファルト・フィニッシャ	〇〇建機	YZ1000	岡山〇〇〇い2468			R8.7.31			所 リ	R5.8.1 ~	-
10	不整地運搬車	〇〇製作所	KLM-200	g7890						所 リ	R5.4.15 ~ R10.4.14	R6.12.10
11										所 リ	~	
12										所 リ	~	
13												
14												
15												

審査基準日時点で保有している「アスファルト・  
フィニッシャ」又は「不整地運搬車」のみ追加計上  
可能。



※1 所有の場合は、審査基準日時点で有していたことが必要です。リースの場合は、リース期間に審査基準日を含み、さらに審査基準日から1年7か月以上の使用期間が契約で定められていること又はリース期間満了後何ら協議を要せずリース期間を更新できることが契約で定められていることが必要です。

※2 審査基準日を含めた直前1年以内の検査日であることが必要です。なお、直前1年以内に新車で購入していた場合、特自検査は不要になりますので欄に「新車」と記入してください。